令和2年2月18日 旭区連合自治会町内会連絡協議会資料 旭区役所総務課

連合自治会町内会長 様

令和2年国勢調査員推薦等への御協力について(お願い)

日ごろから、各種統計調査に格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日を期して全国一斉に令和 2 年国勢調査が実施されます。 国勢調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づき、国内に居住するす べての人を対象とする国の最も重要な調査です。

つきましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いいたしますとともに、各自治会・町内会におかれましては、 国勢調査員として適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げます。

1 各自治会町内会様に依頼する調査区数・調査員数

調査区数 1,905調査区(旭区全体 2,041調査区) 調査員数 1,007人(内2調査区担当調査員 898人) 調査区内の居住世帯(1調査区あたり約50世帯)に対して、調査書類の配布等を行っていただきます。

- 一人当たり原則、2調査区(約100世帯)を担当していただきます。
- ※ 各連合自治会町内会別の依頼数については、「資料 1」を御覧ください。

2 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席(8月27日~9月10日)区役所等で実施します。
- ② 調査区の範囲確認、調査区要図の作成(説明会~9月13日)
- ③ インターネット回答用 ID 及び調査票の世帯配布(9月14日~9月20日)
- ④ 回答確認リーフレットの配布 (10月1日~10月3日)
- ⑤ 調査票の回収(回収の約束をした世帯があった場合)(10月1日~10月7日)
- ⑥ 関係書類の提出、調査票未提出世帯への提出依頼(10月中旬~10月下旬)

3 平成 27 年国勢調査からの主な変更点

- ・インターネット回答用の I D と調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問 回数が減ります。
 - また、インターネット回答や郵送提出により、調査員の回収作業も少なくなる 予定です。
- ・調査票は、調査区番号や世帯番号があらかじめ印字されたものになり、調査票 の記入作業が軽減されます。

4 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員となります。

任命期間は、8月27日から10月26日の2か月間となる予定です。

5 調査員の報酬

- ・2調査区100世帯を調査した場合、約75,000円程度
- ・1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯により額が増減します。

6 依頼方法

各自治会町内会長様に直接、3月中旬ごろに郵送で御依頼させていただきます。

7 各自治会町内会様への依頼内容について

資料2を御覧ください。

8 添付資料

- (1) 令和2年国勢調査 連合自治会町内会別国勢調査員推薦依頼数 (資料1)
- (2) 令和2年国勢調査員の推薦のお願い(資料2)
 - ア 依頼文
 - イ 令和2年国勢調査員推薦名簿
 - ウ 調査区域全図(見本)
 - エ 令和2年国勢調査員就任のお願い
 - 才 令和2年国勢調査員就任承諾書
 - カ 国勢調査

担当 旭区役所総務課統計選挙係 電話 954-6012 久家、佐々木、島田、韮山

令和2年国勢調查 連合自治会町内会別国勢調查員推薦依頼数

地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2 調査区 担当調 査員	地区名	調査区数	調査員推薦依頼数	うち2 調査区 担当調 査員
鶴ヶ峰地区町内 会連合会	215			希望が丘南地区 連合自治会	62	32	30
白根地区町内会自治会連合会	101	53 48		さちが丘地区連 合自治会	99	51	48
旭北地区連合自 治会	101	57	万騎が原連合自 治会		56	33	23
上白根連合自治会	22	11	11 二俣川地区連合 126		68	58	
今宿地区町内会 自治会連合会	105	54	二俣川ニュータ ウン連合町内会 76		41	35	
川井地区町内会 自治会連合会	111	58	58 53 旭中央地区連合 町内会 40		21	19	
若葉台連合自治 会	117	61	56	旭南部地区連合自治会 90 4		46	44
笹野台地区連合 自治会	90	47	43	左近山連合自治会	108	56	52
希望が丘連合自 治会	80	43	37	市沢地区連合町内会 54 28		28	26
希望が丘東地区 連合自治会	115	62	53	その他(連合未加 入自治会)	137	72	65
総計				1, 905	1, 007	898	

[※] 調査員数については、自治会町内会ごとに原則1人2調査区で人数を算出しています。

 旭総第
 号

 令和2年
 月

自治会町内会長 様

旭区長 下田 康晴

令和2年国勢調査員の推薦のお願い

時下ますす御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として、国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な統計調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、国勢調査の重要性を御理解いただき、令和2年の実施にあたりまして、 国勢調査員として適任の方の御推薦につき御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 御推薦いただきたい調査員数等

前回と同様に、原則調査員お一人につき2調査区の御担当をお願いいたします。

調査区数調査区域は別添の地図を御覧ください)

調 査 員 人(うち2調査区を御担当いただく調査員 人)

※2調査区担当の調査員の方の調査区の組み合わせは、地域の地理の詳しい自治会町内会さまにお任せします。

2 自治会町内会長様にお願いしたいこと

① 調査区域の確認

調査区域は、極力自治会町内会のエリアで設定をしていますが、国の規定上、どうしても、自治会エリアをまたがってしまう場所がありますのでご了承ください。

② 2調査区を担当する調査員の調査区域の組み合わせ

同封させていただいた**調査区域全図(自治会町内会長様用資料です。)**をご利用いただき、2調査区の組み合わせをしていただきます。

【調査区域全図の見方】

- 1 お願いさせていただく調査区域を赤で囲んでいます。
- 2 赤字は調査区番号です。推薦名簿には、この番号をご記入ください。
- 3 青数字は世帯概数(住宅戸数)です。組み合わせの参考にご利用ください。

③ 「調査員推薦名簿」の作成

「調査員推薦名簿」を作成していただき、同封の返信用封筒で、<u>4月24日(金)</u> <u>まで</u>に区役所統計選挙係に御郵送くださるようお願いいたします。

※調査員の推薦が難しい調査区がありましたら、ご連絡ください。

裏面あり

④ 調査員になられる方への資料の配布

調査員になられる方に別添の「<u>国勢調査員就任のお願い</u>」「<u>承諾書」「*調査区地</u> 図」「返信用封筒」をお渡しください。

※調査区地図について

地図上の赤色線囲み範囲が1調査区になります。調査区番号は赤字で示しています。

4 御推薦いただくにあたっての留意点

調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- ① 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方
- ② 原則として20歳以上の方
- ③ 秘密の保護に信頼をおける方
- ④ 選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

5 調査員の主な仕事

- ① 調査員説明会への出席(8月27日~9月10日)区役所等で実施します。
- ② 調査区の範囲確認、調査区要図の作成(説明会~9月13日)
- ③ インターネット回答用 ID 及び調査票の世帯配布(9月14日~9月20日)
- ④ 回答確認リーフレットの配布(10月1日~10月3日)
- ⑤ 調査票の回収(回収の約束をした世帯があった場合)(10月1日~10月7日)
- ⑥ 関係書類の提出、調査票未提出世帯への提出依頼(10月中旬~10月下旬)

6 調査員の報酬

- ・2調査区100世帯を調査した場合、約75,000円程度
- •1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
- ※調査員報酬は、実際に調査した世帯により額が増減します。

《送付書類一覧》

- ① 令和2年国勢調査員の推薦のお願い(本文書)
- ② 令和2年国勢調查員推薦名簿 ••• 1枚
- ③ 調查員推薦用調查区地図
 - ・調査区域全図・・・ 1枚 (※ 御依頼する調査区が多い場合は、複数枚に分けています。)
 - ・調査区地図・・・・お願いする調査区数分
- ④ 国勢調査員就任のお願い/承諾書・・・・ 推薦依頼調査員数
- ⑤ 承諾書返信用封筒 ・・・ 推薦依頼調査員数
- ⑥ 名簿返信用封筒 ・・・1 枚

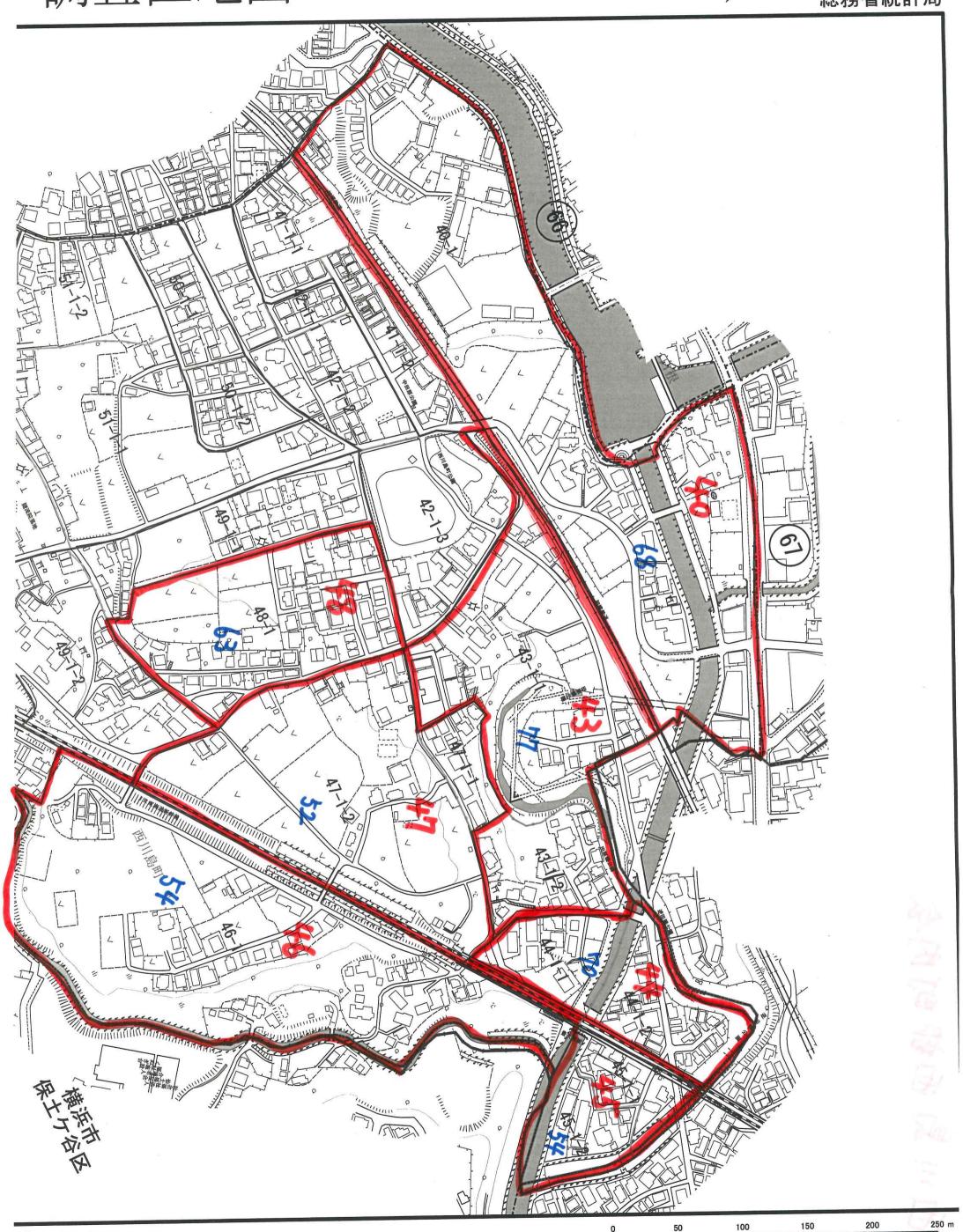
【前回国勢調査との相違点】

- ・インターネット回答用の I Dと調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問回数が減ります。(前回調査では、インターネット回答用の I Dを世帯へ先に配布し、後日、インターネット回答のなかった世帯を再訪問して調査票を配布していました)
- ・調査票は、調査区番号や世帯番号があらかじめ印字されたものになり、調査票の記入作業が軽減されます。

問合せ先 旭区役所総務課統計選挙係

久家、佐々木、島田、韮山

電話:954-6012



令和2年 国勢調査員推薦名簿

自治会·町内会名

推薦者氏名 TEL

	調査区番号	調査員氏名	電話番号
	≪記載例)	>	
	2020-1 2021-1	旭 太郎	000-0000
	2022-1 2023-1	横浜花子	$\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle\triangle$
	2008-1	神奈川 次郎	$\times \times \times - \times \times \times$
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

	調査区番号	調査員氏名	電話番号
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

令和2年国勢調査 調査員就任のお願い

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で21回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

≪前回調査(平成27年国勢調査)との調査員事務の主な変更点≫

- ・インターネット回答用の I D と調査票を同時に配布する方法になり、世帯訪問回数が減ります。
- ・調査票は、調査区番号や世帯番号があらかじめ印字されたものになり、調査票の記入作業が軽減されます。

≪調査員の主な仕事≫

① 8月27日~9月10日 調査員事務説明会への出席(区役所等) 自治会・町内会ごとに、日程を割り振りさせていただき、7月下旬ごろに通知させて いただきます。

② 説明会~9月13日 調査区域の範囲確認、調査区用図の作成

③ 9月14日~20日 インターネット回答用ID及び調査票の世帯配布

④ 10月1日~3日 『回答確認リーフレット』の配布

(5) 10月1日~7日 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ

⑥ 10 月中旬~下旬 調査書類の区役所提出 ※区役所から指定された日

調査票未提出世帯への督促

≪調査員報酬≫

- ・2調査区100世帯を調査した場合、約75,000円程度
- 1調査区 50世帯を調査した場合、約42,000円程度
 - ※ 調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、 国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

なお、御承諾いただけましたら、**『令和2年国勢調査 調査員就任承諾書』**に御記入いただくとともに、**調査員証用写真**を同封の上、**5月 15 日 (金)** までにお送りくださるようお願いいたします。

《調査員証用写真について》

- ○縦4cm×横3cm (写真の裏面に氏名を記入)
- ○最近6か月以内に撮影した、無帽・正面向き・胸部以上のものです。
- ○すでにある写真やデジカメで撮影した写真でも上記の体裁・サイズであれば構いません。 国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和2年3月

問合せ先 旭区役所総務課統計選挙係 電話954-6012

令和2年国勢調査 調査員就任承諾書

令和2年国勢調査員の就任を承諾します。

令和2年 月 日

ふりがな						性別
氏 名						男・女
住 所	横浜市	区				
12 //						
生年月日 昭和・平		成年	月	日生 (歳)	
連絡先 ※FAX、携帯電話等をお持ちの 方は、差し支えなければ番号を 御記入ください。		電話(自宅)		_	_	
		※ FΑΧ		_	_	
		※携帯		_	_	
自治会・町内会名						
担当する調査区番号						
国勢調査員経験の有無		有			•	

<国勢調査に関する調査員事務説明会について>

8月下旬~9月上旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間・平日夜間・土曜日や日曜日

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合があります ので御容赦ください。

<横浜市職員(再任用職員及び会計年度任用職員(※注)を含む)として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。別途、兼職手続について御連絡いたします。

所 属	局・区	課
-----	-----	---

※注 会計年度任用職員は、昨年度までは、横浜市の嘱託員やアルバイト雇用者という位置付けでした。

⁽注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。



いまを知る。その積み重ねが、未来をつくってきた。

我が国では100年前から国勢調査の結果を 国や地域が進む道筋を立てるために活用してきました 令和2年、あなたと、日本にいる全員が希望を描ける未来へ 開始から100年をむかえる令和最初の国勢調査が、はじまります

国 割 調 查 2 0 2 0



開始から100年をむかえる 令和2年国勢調査

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な、大切な調査です。 国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、 日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。 令和2年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。



令和2年に実施する国勢調査は開始から100年 大正9年の第1回調査は「文明国の仲間入り」が合言葉

第1回の国勢調査は、計画から実施まで実に長い年月が費やされ、法律制定後から だけでも20年近くの年月を要しました。それだけに、統計関係者はもちろんの こと、国民も「文明国の仲間入り」を合言葉に大変な意気込みでこの調査に臨み ました。名士による講演会、新聞の華々しい報道のほか、旗行列、花電車などの 広報活動を展開、当時としては珍しいポスターも各地に貼りだされました。調査 の行われた10月1日午前零時の前後には、各地でサイレン、大砲が鳴り、お寺や お宮では鐘、太鼓を鳴らし、文字どおり鳴り物入りのお祭り騒ぎで国を挙げての 一大行事となりました。

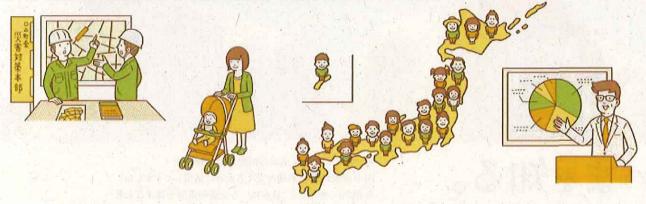




〈調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます〉

調査の結果から得られる人口は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の 算定の基準などに利用されます。

また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方 公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用 されます。民間企業等においても、様々な分野で幅広く活用されています。



令和2年10月1日に国勢調査を実施します

日本国内に住むすべての人と世帯が対象です。







